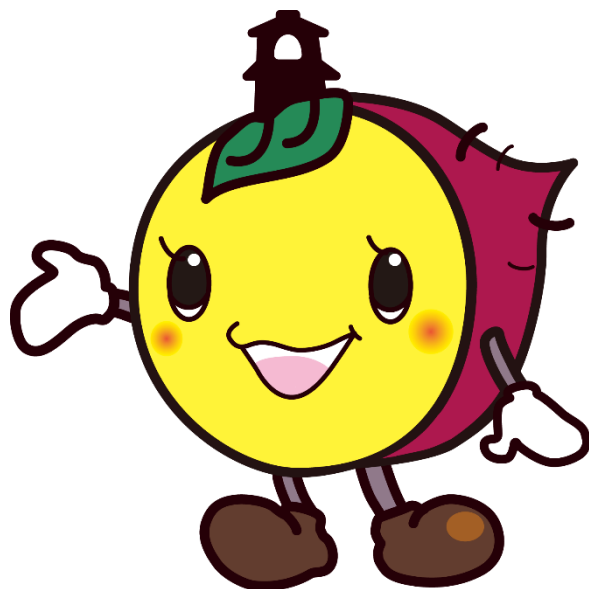


川越市パートナーシップ宣誓制度

ご利用の手引き（第2版）



川越市マスコットキャラクター ときも

川 越 市



目 次



| | | | |
|----|-------------------|---|----|
| 1 | 川越市パートナーシップ宣誓制度とは | … | 1 |
| 2 | 宣誓をすることができる方 | … | 1 |
| 3 | パートナーシップ宣誓の流れ | … | 2 |
| 4 | 宣誓に必要な書類 | … | 3 |
| 5 | 川越市への転入を予定している場合 | … | 4 |
| 6 | 交付される書類 | … | 5 |
| 7 | 通称の使用 | … | 5 |
| 8 | 宣誓書受領証等の再交付 | … | 6 |
| 9 | 宣誓事項に変更があった場合 | … | 7 |
| 10 | 宣誓書受領証等の返還 | … | 8 |
| 11 | よくあるご質問 | … | 9 |
| | 【参考1】近親者の範囲 | … | 10 |
| | 【参考2】本人確認書類 | … | 11 |



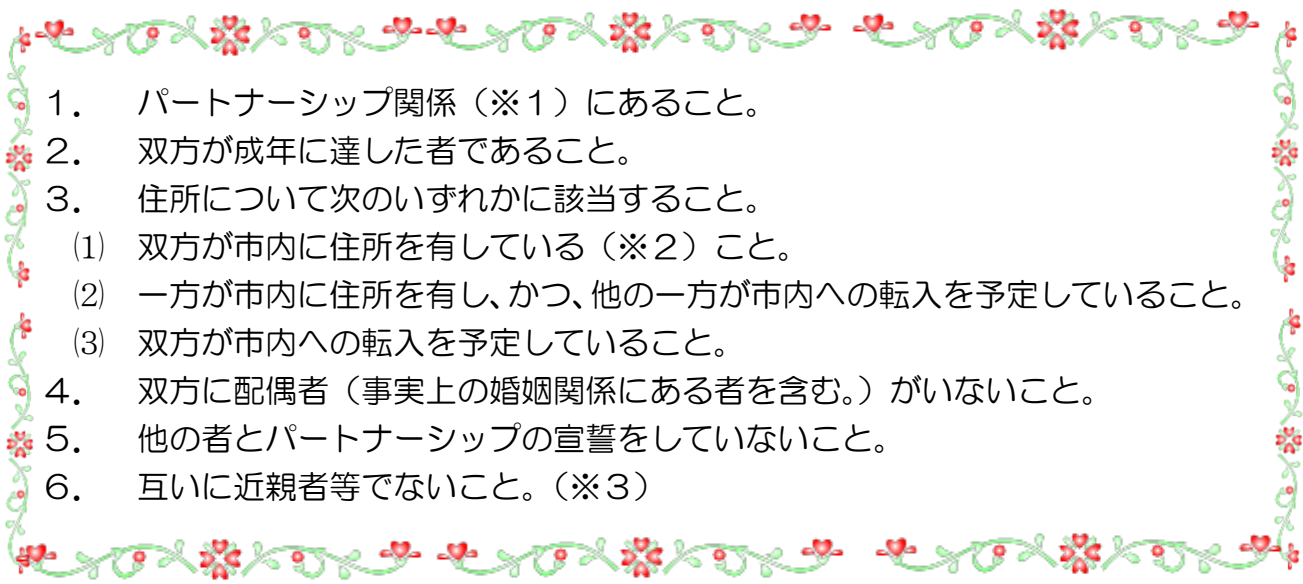
1 川越市パートナーシップ宣誓制度とは

川越市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指しています。

川越市パートナーシップ宣誓制度は、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者であるお二人からのパートナーシップの宣誓に対し、市がその宣誓の事実を公的に証明するものです。

2 宣誓をすることができる方

川越市パートナーシップ宣誓制度を利用するには、以下の項目をすべて満たしていることが必要です。

- 
1. パートナーシップ関係（※1）にあること。
 2. 双方が成年に達した者であること。
 3. 住所について次のいずれかに該当すること。
 - (1) 双方が市内に住所を有している（※2）こと。
 - (2) 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - (3) 双方が市内への転入を予定していること。
 4. 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと。
 5. 他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
 6. 互いに近親者等でないこと。（※3）

※1 「パートナーシップ関係」とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の者の社会生活関係をいいます。（川越市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第2条第1号）

※2 「市内に住所を有している」とは

川越市に居住し、かつ、住民登録を有していることをいいます。同居は要しません。

※3 「互いに近親者等でないこと」とは

民法第734条から第736条に定められている婚姻できない関係（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）にある場合は宣誓できません。ただし、養子縁組をしている、又はしていた場合を除きます。詳しくは10ページをご覧ください。

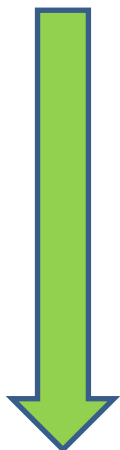
3 パートナーシップ宣誓の流れ

宣誓要件の確認・必要書類の準備



- ・宣誓をすることができる方の要件は1ページ
- ・宣誓に必要な書類は3ページ

日程調整（事前予約）



事前に男女共同参画課までご連絡ください。
宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。
予約のご連絡は、宣誓を希望する日の7日前までをお願いします。

【連絡先】

川越市市民部男女共同参画課

電話：049-224-5723

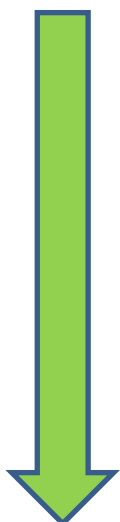
FAX：049-224-6705

メール：danjokyodo@city.kawagoe.saitama.jp

電子申請：上記の二次元バーコードから



宣 誓



本人確認を行い、市職員立ち合いのもとで宣誓書を記入します。予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、必ずお二人そろってお越しください。

プライバシー保護のため、個室で対応いたします。

※ 対応時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く。）

午前9時～午後5時

【一方または双方が市内転入予定の場合】

宣誓を行った後の手続きは4ページへ

交 付



書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、即日発行いたします。

なお、内容確認などでお時間をいただく場合もありますので、ご了承ください。

4 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

宣誓書は、男女共同参画課に用意しております。
宣誓される際に記入していただきますので、事前の用意は不要です。



(2) 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。
 お二人が同一世帯になっている場合は、1通で構いません。
宣誓時点で川越市に転入予定の方は、市内転入後に提出してください。
 ※ 転入後の手続きについては、4ページをご覧ください。

(3) 婚姻していないことを証明する書類（発行から3か月以内のもの）

（例）独身証明書、戸籍抄本
 外国籍の方は、本国が発行する婚姻要件具備証明書とその日本語訳

(4) 本人確認書類

本人確認書類については、11ページをご覧ください。

【必要書類チェックリスト】

| | 双方が川越市に住民登録がある場合 | 一方又は双方が川越市に転入予定の場合 |
|-----|--|---|
| 宣誓時 | <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 婚姻していないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 | <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（市内在住者のみ） <input type="checkbox"/> 婚姻していないことを証明する書類 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 |
| 交付時 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類 | <input type="checkbox"/> 交付されているパートナーシップ宣誓書 受付票（様式第4号） <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓事項変更届 （様式第6号） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（転入者のみ） <input type="checkbox"/> 本人確認書類 |

5 川越市への転入を予定している場合

宣誓の時点で、一方又は双方が川越市に転入を予定されている場合には、「パートナーシップ宣誓書受付票（様式第4号）」を交付します。

受付票の交付から3か月以内に、「パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）」に、川越市に転入したことを証明する住民票の写しを添えて、届け出てください。

本人確認を行い、宣誓書受領証等を交付します。

～ 宣誓後の手続き ～

【転入前】

宣誓を行うまでの流れは、2ページと同じです。
宣誓時に「パートナーシップ宣誓書受付票（様式第4号）」を発行します。この受付票の有効期間は3か月です。



宣誓から3か月以内に、川越市に転入



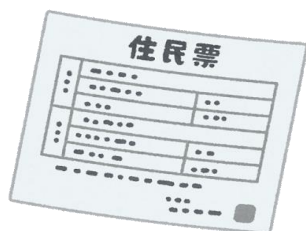
【転入後】

日程調整（事前予約）



日程調整を行った日時に、必要書類を持参のうえ、宣誓者本人（お一人でも可）がお越しください。

住民票の提出・受領証等の交付



「パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）」に、川越市に転入したことを証明する住民票の写しを添えて、届け出てください。

本人確認を行い、宣誓書受領証等を交付します。

※ 必要書類については、3ページをご覧ください。

6 交付される書類

すべての要件を満たしていることを確認した後、「パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）」及び「パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）」をお二人にそれぞれ1部ずつ交付します。

(注) 受領証は A4 サイズです。
2通りのデザインからお選びいただけます。

(注) 受領カードは免許証サイズです。
2通りのデザインからお選びいただけます。

7 通称の使用

市長が特に必要と認める場合は、宣誓書等に氏名と併せて、通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいいます。）を記載することができます。その場合には、宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

(通称の確認方法)

社会生活上日常的に使用していることが分かる書類をご提示ください。

(例) 学生証、法人が発行した身分証明書、郵便物や公共料金の領収書など

(注) 通称には、性別違和の方が使用している自認する性に合った名や、外国籍の方が使用している日本名などが該当します。

8 宣誓書受領証等の再交付

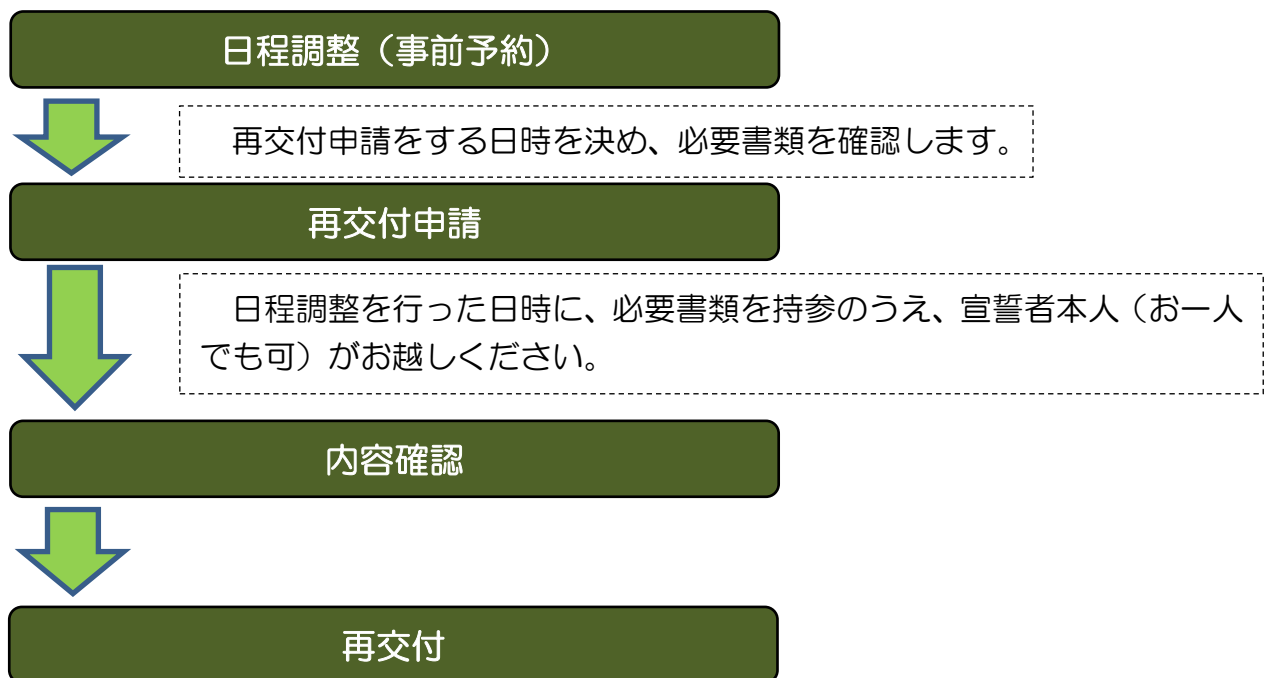
次の場合に、宣誓書受領証等の再交付を希望する場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）」を提出してください。

- (1) 宣誓書受領証等を紛失したとき。
- (2) 宣誓書受領証等をき損したとき。
- (3) その他特段の事情があるとき。

(注1) 宣誓時にお渡しした受領証等に有効期限はありません。上記に該当しない場合は、そのままお持ちいただけます。

(注2) 宣誓書受領証等を紛失した場合で、再交付を受けたのち、紛失した宣誓書受領証等を発見した場合には、発見したものを返還してください。

～ 再交付手続き ～



【必要書類チェックリスト】

- パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）
- パートナーシップ宣誓書受領証 … き損した場合のみ。
- パートナーシップ宣誓書受領カード … き損した場合のみ。
- 本人確認書類（※）

※ 本人確認書類については、11ページをご覧ください。

9 宣誓事項に変更があった場合

次の場合には、「パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）」を提出してください。

- (1) 宣誓時の住所に変更があったとき。
- (2) 氏名・通称が変わったとき。
- (3) 届出時に通称の使用を希望しなかったが、通称の使用を希望するとき。

※(1)に関しては、主に、宣誓時点で川越市に転入を予定されている場合であって、受付票の交付から3か月以内に川越市に転入した場合に使用します。
手続きの流れは4ページをご覧ください。

※(2)及び(3)の場合には、すでに交付したパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードを返還していただきます。後日、氏名・通称を変更したものを交付いたします。

～ 宣誓事項変更手続き ～

日程調整（事前予約）



届出をする日時を決め、当日の必要書類を確認します。

宣誓事項変更の届出

日程調整を行った日時に、必要書類を持参のうえ、宣誓者本人（お一人でも可）がお越しください。

【必要書類チェックリスト】

- パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）
- 変更した事実等が確認できる書類（住民票の写しなど）
- パートナーシップ宣誓書受領証【2部】 …上記(2)、(3)の場合のみ
- パートナーシップ宣誓書受領カード【2部】 …上記(2)、(3)の場合のみ
- 本人確認書類（※）

※ 本人確認書類については、11ページをご覧ください。

10 宣誓書受領証等の返還

次の場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）」に宣誓書受領証等を添付して返還してください。

- (1) 一方又は双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) パートナーが死亡したとき。
- (3) 市が規定する要件を満たさなくなったとき。(※)

※ 市が規定する要件については、1ページ「2 宣誓をすることができる方」をご覧ください。
また、パートナーシップ関係の解消について、市が仲裁等の関与を行うことは一切ありません。

～ 返還手続き ～

日程調整（事前予約）



届出をする日時を決め、必要書類を確認します。
なお、宣誓書受領証等を返還できない場合は、事前にご連絡ください。

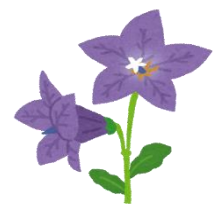
受領証等の返還

日程調整を行った日時に、必要書類を持参のうえ、宣誓者本人（お一人でも可）がお越しください。

【必要書類チェックリスト】

- パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）
- パートナーシップ宣誓書受領証【2部】
- パートナーシップ宣誓書受領カード【2部】
- 本人確認書類(※)

※ 本人確認書類については、11ページをご覧ください。



(注) 次のことが判明したときは宣誓書受領証等を無効とし、返還を求める旨を通知します。
また、無効となった交付番号（受領証ごとに付与された番号をいいます。）を市のホームページで公表する場合があります。（川越市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条参照。）

- ・虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたとき、又は受領証等を不正に使用したとき。
- ・一方が死亡したとき。
- ・市が規定する要件を満たさなくなったとき。

11 よくあるご質問

Q1 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料は負担していただく必要があります。

Q2 宣誓をすると戸籍や住民票に記載されますか？

川越市パートナーシップ宣誓制度は川越市独自の制度であり、宣誓をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票には記載されません。

Q3 代理や郵送での宣誓はできますか？

職員の面前で、本人確認のうえ、宣誓書に記入していただく必要がありますので、代理や郵送での申請はできません。ただし、ご自分で記入が難しい場合は、代筆が可能です。

Q4 「成年に達した者」とは何歳以上ですか？

18歳以上です。(令和4年4月1日以降、民法改正による。)

Q5 宣誓できるのは、同性のパートナーだけですか？

双方又はいずれか一方が性的少数者であれば、性別にかかわらず宣誓できます。

Q6 婚姻制度と川越市パートナーシップ宣誓制度との違いは何ですか？

婚姻は民法に基づく制度で、法的な権利や義務を伴います。一方、川越市パートナーシップ宣誓制度は、「川越市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくもので、法的な効力はありません。

Q7 法的効力がないのに実施する理由は何ですか？

法律上の夫婦と同様に人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証明する手段が乏しい性的少数者カップルの宣誓の事実を公的に証明し、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために実施するものです。

まずはこの制度をきっかけに、性の多様性についての理解が進み、性的指向や性自認による差別をなくすための取り組みを継続していきます。

Q7 宣誓書受領証等の交付を受けると、どのようなメリットがありますか？

宣誓書受領証は、お二人の宣誓の事実を公的に証明するものであり、法的効力はありませんが、制度の認知や性の多様性への理解が進むことで、市のサービスや民間企業のサービス等で可能な手続きが増えていくものと考えています。

すでに、民間企業においては、家族と同等の取り扱いのサービスを提供している場合がありますのでサービス実施企業にお問い合わせください。

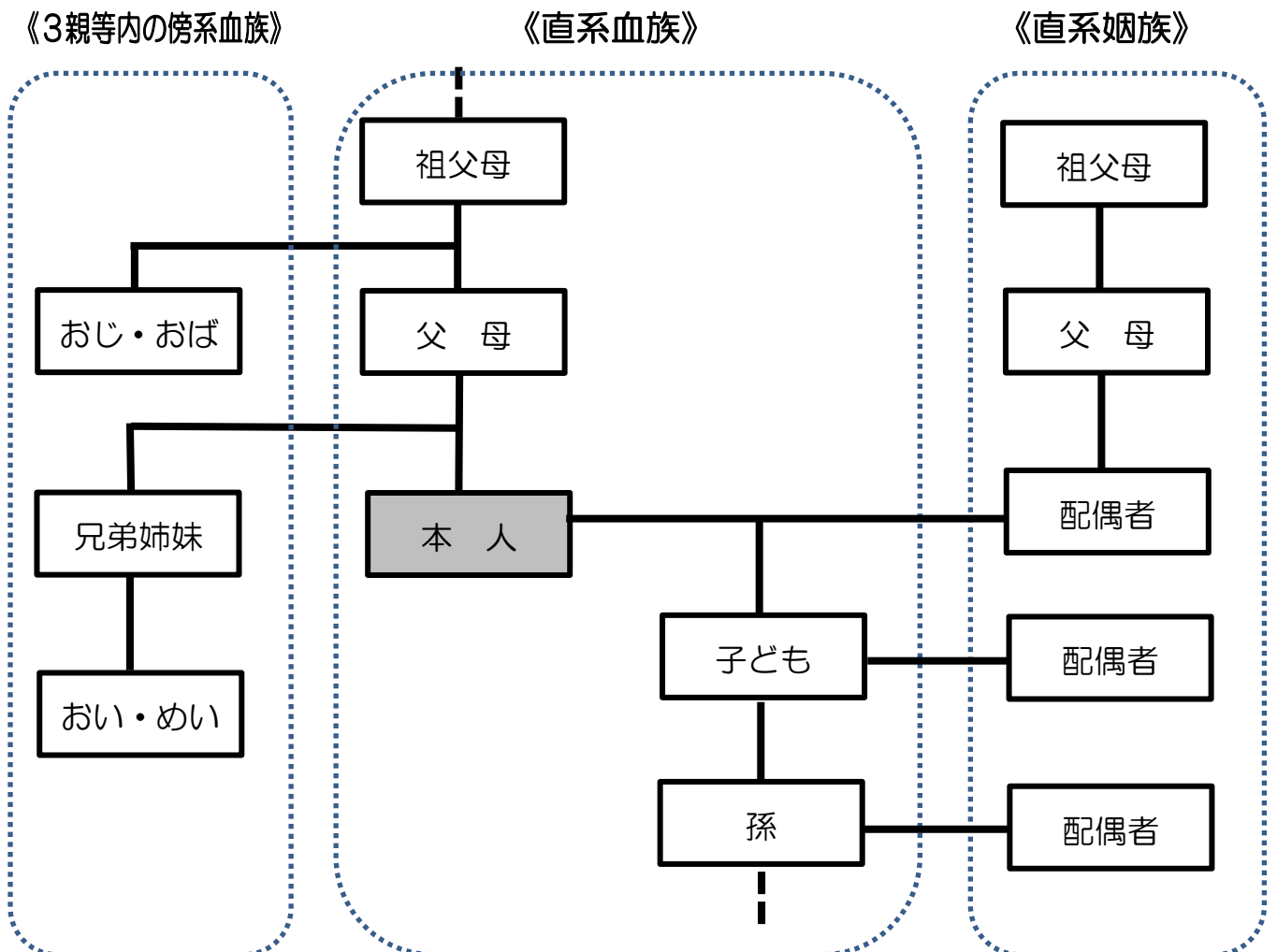
Q8 両親や友人にもカミングアウトしていません、宣誓できますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、個室で対応します。

周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓していただけます。

【参考1】 近親者の範囲

パートナーシップの宣誓ができない「近親者」とは、次の場合です。



【参考2】 本人確認書類

パートナーシップ宣誓時、宣誓書受領証等の交付及び再交付の際に本人確認を行います。以下の書類を提示していただきますので、当日ご持参ください。（写しはいただきません）

（本人確認の具体的な証明の例）

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

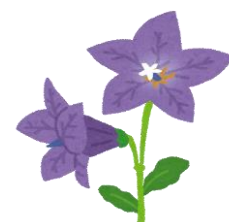
| 1枚の提示で足りるもの（例） | 2枚以上の提示が必要なもの（例） |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 電気工事士免状 ・ 宅地建物取引士証 ・ 教習資格認定証 ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード <p style="text-align: right;">など</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・ 共済年金又は恩給の証書 ・ 学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの…（※） ・ 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの…（※） <p style="text-align: right;">など</p> |

（注）

「（※）」の書類のみが2枚以上あっても、本人確認はできません。必ず上段にある書類と組み合わせてご提示ください。

詳細は、出典：法務省「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上ルールになりました」をご参照ください。

（URL：<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>）



川越市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き
(第2版)
令和4年4月発行

川越市 市民部 男女共同参画課

TEL : 049-224-5723

FAX : 049-224-6705

E-mail : danjokyodo@city.kawagoe.saitama.jp